

令和4年度意見第1号
令和4年7月21日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

新技術等効果評価委員会

新技術等実証に関する計画に対する意見について

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定により、令和4年6月30日付で株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役社長 木原 正裕から提出された新技術等実証計画に対する経済産業大臣の見解（令和4年7月13日20220630情第15号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

経済産業大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）

令和4年度意見第2号
令和4年7月21日

法務大臣
古川 禎久 殿

新技術等効果評価委員会

新技術等実証に関する計画に対する意見について

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定により、令和4年6月30日付で株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役社長 木原 正裕から提出された新技術等実証計画に対する法務大臣の見解（令和4年7月12日法務省民制第107号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

法務大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）